

岡山桃太郎空港国際線アウトバウンド利用拡大助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、岡山桃太郎空港の国際定期路線を利用する旅行の経費の一部を助成することにより、岡山桃太郎空港国際線アウトバウンドの利用拡大を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第2条 岡山桃太郎空港国際線アウトバウンド利用拡大助成金（以下「助成金」という。）の交付対象者は、岡山桃太郎空港の国際定期路線を往復利用する旅行（フリープランを含み、修学旅行等を除く。）を実施した旅行会社とする。

（助成対象期間）

第3条 助成対象期間は、別表のとおりとし、出発日を基準とする。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額は、次のとおりとする。ただし、乗継上乗せ助成は、往復利用の要件を満たし、岡山桃太郎空港国際定期路線就航先空港又はその近隣空港に接続する同一航空会社路線（完全子会社の路線を含む。）の乗継便を利用する場合とする。また、岡山桃太郎空港からの国際定期路線（直行便）就航先を目的地とする場合は対象外とする。

区 分	助成金額（1旅客あたり）	限度額（1件あたり）
往復利用	2, 0 0 0 円	1 0 0, 0 0 0 円
乗継上乗せ助成	1, 0 0 0 円	5 0, 0 0 0 円

（助成限度）

第5条 助成金は、年度内1支店または1営業所当たり総額500,000円を限度とする。

（助成金の交付申請及び請求）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、岡山桃太郎空港国際線アウトバウンド利用拡大助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を旅行終了後30日以内に（令和8年3月出発の旅行については、同年3月31日までに）、空路利用を促進する会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。なお、1ヶ月当たりの申請件数が10件以上の場合は、旅行一覧表（様式第2号）及び岡山桃太郎空港国際線アウトバウンド利用拡大助成金の交付申請に係る確認証明書（様式第3号）の提出をもって、該当航空機に搭乗したことが確認できる書類の提出に代えることができる。

（助成金の交付）

第7条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに事業者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付された助成金を会長に返還するものとする。

(助成金の交付限度)

第9条 本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(他の助成金との関係)

第10条 岡山桃太郎空港近隣県在住者送迎助成(令和7年4月1日施行)の要件も満たす場合は、重複した申請を認める。ただし、岡山桃太郎空港修学旅行等助成事業助成(令和7年4月1日施行)など、空路利用を促進する会が実施するその他の助成や空路利用促進協議会が実施する助成と重複して申請することは認めない。重複していることが判明した場合、助成対象外とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、岡山桃太郎空港国際線アウトバウンド利用拡大助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

国際線アウトバウンド利用拡大助成の助成対象期間

助成対象期間は、下記表の期間とし、出発日を基準とする。

	対象期間	予算上限
第1回	令和7年4月1日～令和7年6月30日 ※令和7年4月26日～令和7年5月5日出発の旅行は助成対象外とする。	全予算の1/3
第2回	令和7年9月1日～令和7年11月30日	全予算の1/3
第3回	令和8年2月1日～令和8年3月14日	全予算の1/3

※各回の交付額の累計が予算上限に達しない場合、次以降の回に予算を流用する場合がある。